

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第二十条ただし書の規定に基づき総務大臣の定める方法を定める件（仮称）を制定する告示案の概要

1 制定理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成 26 年総務省令第 85 号）第 20 条ただし書の規定に基づき、総務大臣の定める個人番号カードの交付申請書の提出方法について定めるもの。

2 概要

個人番号カードの交付申請書の提出について、署名又は記名押印を要しない方法として、以下の方法を定める。

- ① QRコード（※1）を用いて、スマートフォンその他の端末から個人番号カードの申請に係る情報を送信する方法
- ② QRコード（※1）を用いて、証明写真機から電気通信回線を通じて地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）の使用に係る電子計算機に個人番号カードの申請に係る情報の送信を行う方法
- ③ 個人番号カードの申請に係る機構のホームページに、個人番号カードの交付申請書の用紙（※2）に記載された交付申請書番号（申請書ID）（※3）を入力して個人番号カードの申請に係る情報を送信する方法

※1 QRコード：機構が作成・発送を行う個人番号カードの交付申請書の用紙に表示する。

※2 個人番号カードの交付申請書の用紙：市町村が設置する統合端末から出力し、又は機構が作成・発送を行う個人番号カードの交付申請書の用紙（以下「統合端末又は機構の交付申請書の用紙」という。）をいう。なお、機構が作成する用紙については、通知カードと併せて住民に発送される予定。

※3 交付申請書番号（申請書ID）：統合端末又は機構の交付申請書の用紙毎に付与される番号をいう。

3 施行期日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日（平成 28 年 1 月 1 日）から施行する。

○総務省告示第 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）第二十条ただし書の規定に基づき、同条ただし書の総務大臣の定める方法を次のように定める。

平成二十七年 月 日

総務大臣 山本 早苗

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報提供等に関する省令（以下「個人番号カード等省令」という。）第二十条ただし書の総務大臣の定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 交付申請書番号（認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準（平成十五年総務省告示第七百六号）第一条第三号に規定する統合端末から出力する交付申請書（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第十三条第一

項に規定する交付申請書をいう。)の用紙又は個人番号カード等省令第三十五条第一項第一号に規定する交付申請書の用紙に付与する番号をいう。第三号において同じ。)に関する情報及び個人番号カード等省令第三十五条第一項第三号に規定する交付申請書の受付に係る地方公共団体情報システム機構(次号及び第三号において「機構」という。)のホームページのアドレスに関する情報を国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格第一八〇〇四を用いて格納した図形(大きさが縦一〇・〇〇mm横一〇・〇〇mmのものであって、個人番号カード等省令第三十五条第一項第一号に規定する交付申請書の用紙に表示されたものに限る。)を用いて、総務大臣が適当と認めるスマートフォンその他の端末から当該ホームページを通じて個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。次号及び第三号において同じ。)の申請に係る情報の送信を行う方法

二 前号の図形を用いて、総務大臣が適当と認める証明写真機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に個人番号カードの申請に係る情報の送信を行う方法

三 個人番号カードの交付を受けようとする者の使用に係る電子計算機から第一号のホームページに交付

申請書番号を入力して機構の使用に係る電子計算機に個人番号カードの申請に係る情報の送信を行う方法

附 則

この告示は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。